

自己資本の構成に関する開示事項（平成27年3月期 中間期末の自己資本比率・バーゼルⅢ基準）

1. 連結自己資本比率（平成26年金融庁告示第7号、附則別紙様式第二号）

（単位：百万円、％）

項目		経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目			
普通株式に係る株主資本の額	205,816		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	57,045		1a
うち、利益剰余金の額	150,548		2
うち、自己株式の額（△）	986		1c
うち、社外流出予定額（△）	791		26
うち、上記以外に該当するものの額	—		
普通株式に係る新株予約権の額	48		1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	19,761	79,045	3
普通株式等Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額	—		5
経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	1,513		
うち、少数株主持分等に係る経過措置	1,513		
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額（イ）	227,140		6
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	209	839	8+9
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額	209	839	9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	10
繰延ヘッジ損益の額	△0	△0	11
適格引当金不足額	2,291	9,165	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	14
退職給付に係る資産の額	—	—	15
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	0	0	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	19
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	23
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	24
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	25
その他Tier1 資本不足額	2,472		27
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額（ロ）	4,973		28
普通株式等Tier1 資本			
普通株式等Tier1 資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	222,166		29

(単位：百万円、%)

項目	経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
その他Tier1 資本に係る基礎項目		
その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	31a
その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	—	31b
その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	—	32
特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	—	
その他Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額	2,110	34-35
適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	33+35
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—	33
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	—	35
経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—	
うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置	—	
その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	2,110	36
その他Tier1 資本に係る調整項目		
自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	—	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	38
少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	39
その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	40
経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	4,582	
うち、適格引当金不足額に係る経過措置	4,582	
Tier2 資本不足額	—	42
その他Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	4,582	43
その他Tier1 資本		
その他Tier1 資本の額 (ニ) - (ホ)	—	44
Tier1 資本		
Tier1 資本の額 (ハ) + (ヘ)	222,166	45
Tier2 資本に係る基礎項目		
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	—	
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	—	46
特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	—	
Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額	496	48-49
適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	20,000	47+49
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	20,000	47
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	—	49
一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	134	50
うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	134	50a
うち、適格引当金Tier2 算入額	—	50b
経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	52,133	
うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置	52,133	
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	72,765	51

(単位：百万円、%)

項目	経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
Tier2 資本に係る調整項目		
自己保有Tier2 資本調達手段の額	—	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	53
少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	54
その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	55
経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	4,582	
うち、適格引当金不足額に係る経過措置	4,582	
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	4,582	57
Tier2 資本		
Tier2 資本の額 (チ) - (リ)	68,182	58
総自己資本		
総自己資本の額 (ト) + (ヌ)	290,349	59
リスク・アセット		
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	1,303	
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）に係る経過措置	1,303	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）に係る経過措置	—	
うち、自己保有普通株式に係る経過措置	0	
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	2,041,854	60
連結自己資本比率		
連結普通株式等Tier1 比率 (ハ) / (ヲ)	10.88	61
連結Tier1 比率 (ト) / (ヲ)	10.88	62
連結総自己資本比率 (ル) / (ヲ)	14.21	63
調整項目に係る参考事項		
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	14,327	72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	959	73
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—	74
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	886	75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項		
一般貸倒引当金の額	134	76
一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	434	77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）	—	78
適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	11,329	79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項		
適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	—	82
適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）	—	83
適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	48,000	84
適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）	—	85

(注) 「国際様式の該当番号」とは、パーゼル銀行監督委員会により平成24年6月26日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙1における表に記載された番号を指します。

2. 単体自己資本比率（平成26年金融庁告示第7号、附則別紙様式第一号）

（単位：百万円、％）

項目		経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目			
普通株式に係る株主資本の額	199,961		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	57,025		1a
うち、利益剰余金の額	144,713		2
うち、自己株式の額（△）	986		1c
うち、社外流出予定額（△）	791		26
うち、上記以外に該当するものの額	—		
普通株式に係る新株予約権の額	48		1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	19,442	77,770	3
経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—		
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額（イ）	219,453		6
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	184	736	8+9
うち、のれんに係るものの額	—	—	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	184	736	9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	10
繰延ヘッジ損益の額	△0	△0	11
適格引当金不足額	2,454	9,816	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	14
前払年金費用の額	—	—	15
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	0	0	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	19
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	23
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	24
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	25
その他Tier1 資本不足額	4,908		27
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額（ロ）	7,546		28
普通株式等Tier1 資本			
普通株式等Tier1 資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	211,906		29

(単位：百万円、%)

項目	経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
その他Tier1 資本に係る基礎項目		
その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	31a
その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	—	31b
その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	—	32
特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	—	
適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	33+35
経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—	
うち、評価・換算差額等に係る経過措置	—	
その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	—	36
その他Tier1 資本に係る調整項目		
自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	—	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	38
少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	39
その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	40
経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	4,908	
うち、適格引当金不足額に係る経過措置	4,908	
Tier2 資本不足額	—	42
その他Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	4,908	43
その他Tier1 資本		
その他Tier1 資本の額 (ニ) - (ホ) (ヘ)	—	44
Tier1 資本		
Tier1 資本の額 (ハ) + (ヘ) (ト)	211,906	45
Tier2 資本に係る基礎項目		
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	—	46
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	—	
特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	—	
適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	20,000	47+49
一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	—	50
うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	—	50a
うち、適格引当金Tier2 算入額	—	50b
経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	52,085	
うち、評価・換算差額等に係る経過措置	52,085	
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	72,085	51

(単位：百万円、%)

項目	経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
Tier2 資本に係る調整項目		
自己保有Tier2 資本調達手段の額	—	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	53
少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	54
その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	55
経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	4,908	
うち、適格引当金不足額に係る経過措置	4,908	
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	4,908	57
Tier2 資本		
Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	67,176	58
総自己資本		
総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	279,083	59
リスク・アセット		
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	1,139	
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係る経過措置	1,139	
うち、自己保有普通株式に係る経過措置	0	
リスク・アセットの額の合計額 (ワ)	2,004,298	60
自己資本比率		
普通株式等Tier1 比率 ((ハ) / (ワ))	10.57	61
Tier1 比率 ((ト) / (ワ))	10.57	62
総自己資本比率 ((ル) / (ワ))	13.92	63
調整項目に係る参考事項		
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	14,236	72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	—	73
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—	74
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—	75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項		
一般貸倒引当金の額	—	76
一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	70	77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—	78
適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	11,324	79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項		
適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	—	82
適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—	83
適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	48,000	84
適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—	85

(注) 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により平成24年6月26日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙1における表に記載された番号を指します。